

三菱商事パワー株式会社「(仮称) 葛巻ウィンドファームプロジェクト 環境影響評価方法書」に対する勧告について

平成28年5月25日
経済産業省

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 葛巻ウィンドファームプロジェクト環境影響評価方法書について、三菱商事パワー株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。

勧告の内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：岩手県岩手郡葛巻町
原動力の種類：風力(陸上)
出 力：最大138,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成27年 7月16日
環境大臣意見受理	平成27年 9月18日
経済産業大臣意見発出	平成27年10月 9日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成27年12月15日
住民意見の概要等受理	平成28年 2月12日
岩手県知事意見受理	平成28年 5月11日
経済産業大臣勧告発出	平成28年 5月25日

問い合わせ先：電力安全課 長村、高須賀、笠原
電話：03-3501-1742 (直通)

三菱商事パワー株式会社「(仮称) 葛巻ウィンドファームプロジェクト
環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 総括的事項

- (1) 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に影響を与える新たな事情が生じた場合には、必要に応じて環境影響評価の項目並びに予測及び評価の手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行うこと。
- (2) 対象事業実施区域内には、鳥獣保護区及び岩手県環境保全指針による保全区分がAランクに位置付けられる地区が含まれている等、対象事業実施区域及びその周辺は環境保全上重要な地域であることから、専門家等の助言を受けて、野生動植物の生息・生育に係る十分な調査を行い、その結果に基づき予測及び評価を実施すること。
- (3) 対象事業実施区域周辺では他の風力発電事業が実施済又は計画されており、将来的に累積的な環境影響が懸念されることから、他の事業者と情報共有を図り、累積的な環境影響について調査、予測及び評価を実施すること。
- (4) 環境影響の予測については、専門家等から得られた助言等を踏まえて行うとともに、入手できる最新のデータや知見に基づき、可能な限り定量的な手法を用いること。

2. 各論

- (1) 対象事業実施区域周辺には水道水源が存在することから、水道水源への影響について調査、予測及び評価をすること。
- (2) 工事の実施に伴い発生する残土の処理として土捨場を設置する予定であることから、大気質、水の濁り等に係る調査、予測及び評価に当たっては、土捨場を設置することによる影響も踏まえて行うこと。